

仰之奉一議費月二百圓カ

田 答

- 一 小杉職長ハ該隊ヲ退出スルコトニ附シテハ今後共會社ニ在勤スルコトナレバ本人ノ立場ヲ考慮シ該書提出ハ不可ナリ
- 二 五場ノ返調ヲ計リ取降ヲ舉グル爲メ小杉職長ニ事件解決後五場ニ職長ノ職ヲ辞任セシメテ他ノ業務ニ就カシメ會社ニ於テ是公並督スルコト
- 三 今後一層從業員ト會社幹部トノ意思ノ疎通ヲ計ル爲可成而者互ニ代表者ニ依リ協議スルコト
- 四 五作ノ業務前如前ニ作業俾衆ヲ示シ作業者ニ單價ヲ發表スルノ本経田田兩方ノ月給全額ヲ支給シ今田ノ事件ニ附シテハ解雇セシム
- 五 後任職長ハ今田ノ事件ニ鑑ミ充分考慮シ適任者ヲ就カシムル
- 六 紛議解決費トシテ四百圓ヲ會社側ニテ負担シ組合側ニ過初ナル處里ヲ一任スルコト



答分第一八一號

大正十五年一月三十日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 若槻 禮次郎 致

東京 警備 司令官 致

社會局長 官長 岡隆一郎 致

憲兵司令官 松井 兵三郎 致

東京地才裁判所 檢事 正殿

北海道 京都 大阪 兵庫 福岡

廣島 岡山 愛知 青森 岩手

靜岡 神奈川 各廳 府 縣 長官 殿

商工會時計金屬工勞働會議ニ関スル件 (第一報)

15.2.2
第 号